

神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施要綱（交付要件、返還部分抜粋）

就農準備資金（就農準備支援事業）

1 交付要件

次の(1)から(10)の全て又は(11)の要件を満たすこと。

(1) 就農予定時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 研修計画の内容が、次に掲げる基準に達していること。

ア 新規就農支援ポータルサイトに公表された研修機関等において研修を受けること。

イ 研修期間が概ね 1 年かつ概ね年間 1,200 時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

ウ 原則として就農希望地が県内であること。

エ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

(イ) 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

オ 国内での最長 2 年間の研修後に最長 1 年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 就農後 5 年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

(イ) (ア)の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

(3) 常勤（週 35 時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結していないこと。

(4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）の別記 1 農業次世代人材投資事業（青年就農給付金事業を含む。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和 2 年 1 月 30 日付け元経営第 2478 号農林水産事務次官依命通知）の別記 1 就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2558 号農林水産事務次官依命通知）の別記 1 就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記 1 新規就農促進研修支援事業若しくは別記 5 就農準備支援事業又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記 1 就農準備・経営開始支援事業による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

- (5) 研修終了後に親元就農する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後 5 年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合は含む。）となること又は独立・自営就農することを確約すること。
- (6) 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあつては、就農後（(5)の親元就農後 5 年以内に独立・自営就農する場合にあつては、経営開始後）5 年以内に農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画又は同法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- (7) 研修終了後に雇用就農する予定の場合には、研修終了後 1 年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算 5 年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後 5 年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。
- (8) 3 の(1)の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。）全体の所得が 600 万円以下であること。
- (9) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- (10) 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。
- (11) 研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

2 交付金額及び交付期間

交付期間 1 月につき 1 人当たり 12.5 万円（1 年につき最大 150 万円）とする。また、交付期間は、最長 2 年間とする。

なお、就農準備資金（就農準備支援事業）の交付対象者のうち、1 の(2)のオの海外研修を行う者については、交付期間を最長 3 年間とする。

3 交付の停止等

(1) 要件

かながわ農業アカデミー校長は、交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付を停止する。

ア 1 の要件を満たさなくなった場合

イ 研修を途中で中止した場合

ウ 研修を途中で休止した場合

エ 研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

オ 研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合
(例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など)

カ 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記2の第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(2) 交付の停止等に係る手続き

ア 交付対象者は、交付を中止する場合、校長に中止届を提出する。

イ 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合、校長に休止届を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

ウ 休止届を提出した交付対象者が、研修を再開する場合、研修再開届を提出する。

エ 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、ウの研修再開届の提出と併せて研修計画の交付期間の変更を申請する。

8 資金の返還

次に掲げる事項に該当する場合、交付対象者は就農準備資金（就農準備支援事業）の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると知事が認めた場合（(2)のケに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア 3の(1)のアからウ及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した就農準備資金（就農準備支援事業）の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の就農準備資金（就農準備支援事業）を月単位で返還する。

イ 3の(1)のイに該当した場合、当該報告に係る対象期間の就農準備資金（就農準備支援事業）を返還する。

(2) 全額返還

ア 3の(1)のオに該当した場合

イ 研修終了後（研修中止後を含む。）1年以内に、原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、就農遅延報告による手続を行い、研修終了から原則

2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

ウ 2のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に1の(2)のオの(ア)の農業経営を実現できなかった場合

エ 親元就農をした者が、1の(5)で確約したことを実施しなかった場合

オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合

カ 雇用就農をした者が、1の(7)の要件を満たさなかった場合

キ 交付期間（研修実施申請書を提出し、資金の交付を受けた者は、本事業と就農準備支援事業との合計の交付期間）の1.5倍（2のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間）又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、就農中断報告による手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

ク 就農後、交付期間（研修実施申請書を提出し、資金の交付を受けた者は、本事業と就農準備支援事業との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（就農中断報告による手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれかの長い期間以内）で、就農状況報告、就農遅延報告、就農報告、就農中断報告、住所等変更報告及び離農報告の報告を定められた期間内に行わなかった場合

ケ 虚偽の申請等を行った場合

(3) 交付対象者は、ただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合、返還免除申請書をかながわ農業アカデミー校長に提出する。